読み替え表（中学校）〈教育職員免許法施行規則の条文及び通知文をもとに作成〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 平成28年改正法 | 平成10年改正法 | 昭和63年改正法 | 昭和29年改正法 |
| ○教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。） | ○教科に関する科目 | ○教科に関する科目 | ○教科に関する専門科目 |
| ○教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | ○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） | ○教科教育法に関する科目 | ○教科教育法 |
| ○教育の基礎的理解に関する科目 | ○教職の意義等に関する科目○教育の基礎理論に関する科目○教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）○教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。） | ○教育の本質及び目標に関する科目○幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目○教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目 | ○教育原理○教育心理学、青年心理学 |
| ○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | ○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）○生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目○教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） | ○道徳教育に関する科目○特別活動に関する科目○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目○生徒指導及び教育相談に関する科目 | ○道徳教育の研究 |
| ○教育実践に関する科目 | ○教育実習○教職実践演習 | ○教育実習 | ○教育実習 |